

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

上尾蓮田線	路線名
蓮田市関山三丁目三四七一番一 地 先から同市関山三丁目三四六三番 五地先まで	供用開始の区間
平成二十七年四月二十一日	供用開始の期日
平成二十一年九月十八日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第六十号 で告示した道路区域の変更の供用開始 である。 延長 三二・六メートル	備考